

## 『幻の水需要』

= 水利権台帳における不備 =

'06-11-20.

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野隆彦

## A. 慣行水利権の怪

昨年より伊賀市内の水利関係調査に着手した。その中で最も強く印象づけられたのは、「慣行水利権の怪」であった。昭和42年の届出制度の発足に伴ない一斉に届けられた内容で、「慣行の始り」が「太化の改新時」としているのは、制度の形式だけの中身に対する皮肉とも思われ、「お笑い」であるが、問題は「かんがい面積」と「取水量」の「実態との乖離」であろう。届出当時から過大であったのみならず、現在に至っては「土地利用の変化」や「耕作放棄」、「廃業」などによる実質的な「取水廃止」が反映されず、40年間の農政の歴史から見て「将来需要の回復」は全く有りえない事からの「実態把握」も為されていず、「無いにも関わらず、台帳には有る」のである。変更や廃止も届け出る義務がない届出制度であるから、それを改訂するか、河川管理者が確認事務を行ない、制度の欠陥を補完しなければならない。

## B. 許可水利権と慣行水利権の重複

調査の中で、この流水占用の実態を更に狂わせているものが見つかった。三重県としても「慣行水利権の許可化を進め、取水実態を的確に把握する事が出来るようにしたい。」としている。しかし、許可水利権に移行しながら、今もなお該当慣行水利権が「水利台帳」に残っているのはどうした事か？ 今年8月、服部川と柘植川での例を11件指摘し、県河川室の調査を求めた。11月16日、河川管理グループ担当者から『全ての調査は出来ていませんが、許可水利権(流水占用許可)申請時、慣行水利権との照合摺合せが出来ていないという根元的な原因があるようで、今後調査を

進め、水利権台帳の正確を期したいと思います。』と言って来た。私は『伊賀市内の県管理全河川は遅くとも18年度中に調査を終えられるよう。』要求して置いた。このような例は、河川管理制度の根元的な不備に因があるので、氷山の一角と推察する。全国の河川で同じ不備が生じ、無い筈の「慣行水利権」が水利権台帳の中で幅を効かしているのである。このような「幽霊水利権」を早急に削除しなければ、「合理的な水利用」の達成は無理であろう。

こゝで1例を挙げ、恐らく全国の河川で同じ不備が繰り返っているであろう事を感じて頂こう。単位面積当りの水利権量が中部地方主要水系中、上位にあるという矢作川(やはぎがわ)である。

〔愛知県の許可水利権 268件 = 約12  $\text{m}^3$ 、慣行水利権 390件 = 約29  $\text{m}^3$  (直轄除く)〔国土交通省中部地方整備局 H17.4.25 発表〕

1件当りの平均取水量を計算し比べてみると、許可の方が  $12/268 \approx 0.0447 \text{m}^3/\text{件}$ 、慣行は  $29/390 \approx 0.0743 \text{m}^3/\text{件}$  と倍近い取水量である。かんがい面積の違いがあるので一概には言えないが、慣行水利権者がもともと過大な取水量を主張してきた事はよく知られているところである。流域を走って観察して来たが、山地が多く広い耕地は限られている。最大の平野部は工場を含め市街地化が進んでおり、明治用水も水余りであろう。

現時点では詳細を掴んでいる訳ではないので、水利権者が多過ぎる感じがするとだけ申して置こう。